

第30問 株式会社の解散又は清算等に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 監査等委員会設置会社が、株主総会の決議によって解散した場合において、解散した時に会社法上の公開会社又は大会社であったときは、監査等委員である取締役が清算株式会社の監査役となる。

イ 裁判所は、清算株式会社に債務超過の疑いがあると認めるときは、職権で、当該清算株式会社に対し特別清算の開始を命ずることができる。

ウ 清算株式会社が、その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該清算株式会社の承認を要する旨の定款の定めを廃止した場合であっても、当該清算株式会社の監査役は、当該定款の変更の効力が生じた時に退任しない。

エ 株式会社が定款で定めた存続期間の満了によって解散した場合、解散した時から3年以内であれば、株主総会の決議によって、株式会社を継続することができる。

オ 清算株式会社は、有償又は無償を問わず、当該清算株式会社の株式を取得することができない。

- 1 アイ      2 アウ      3 イオ      4 ウエ      5 エオ